

## 政務活動費制度の見直しについて

### (政務活動費連絡会による検討)

令和元年6月、団長会のもとに「政務活動費連絡会」を設置し、9回にわたり会議を開催し、更なる透明性の向上と適正性の確保を図るという観点から精力的に検討が行われた。

その検討の結果を令和元年12月に「政務活動費連絡会報告書」として取りまとめて議長に提出し、団長会で了承された。

### (政務活動費連絡会報告書の主な内容)

- 政務活動費に係る会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しについて、情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入。  
[令和2年4月1日から適用]
- 事務所費及び人件費等への充当事項の厳格化。  
[令和2年度中を整理期間とし、令和3年4月交付分から適用]
- 会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しのホームページ公開。  
[令和6年度(令和5年度交付分)までには実施]

### (条例等の改正)

- 条例改正(令和2年4月1日施行)  
会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しを閲覧に供することにするほか、所要の改正を行った。
- 条例施行規程改正(令和2年4月1日施行)  
会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの閲覧は、議長提出すべき期間の末日の翌日から起算して、150日を経過する日の翌日からすることができる旨規定した。
- 指針改正(令和2年4月適用)  
使途を明確にするための支出伝票への追加記載などの改正を行った。

## (今後の対応)

会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開については、公開までの間に整理すべき諸課題を引き続き検討する必要がある。

また、その他の論点については、県議会として今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、県民が期待する政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく必要がある。